

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況及び第21条に基づく職業選択に資する情報の公表

	目標	新目標値 (令和11年度末まで)	目標値 (令和6年度末まで)	実績				
				令和8年7月公表	令和7年7月公表	令和6年7月公表	令和5年7月公表	令和4年7月公表
1	男性職員の子育て目的の休暇の取得率 ※府令第7条第1項第2号ハ	100%	100%	88.2% (令和7年度)	86.7% (令和6年度)	95.2% (令和5年度)	90.9% (令和4年度)	83.3% (令和3年度)
2	男性職員の子育て目的の休暇の5日以上を取得率 ※府令第7条第1項第2号ハ	80%	80%	41.2% (令和7年度)	53.3% (令和6年度)	47.6% (令和5年度)	50.0% (令和4年度)	27.8% (令和3年度)
3	男性職員の育児休業取得率 ※府令第7条第1項第2号ロ	85%	13%	47.1% (令和7年度)	40.0% (令和6年度)	38.1% (令和5年度)	13.6% (令和4年度)	33.3% (令和3年度)
4	職員一人あたりの年次休暇の取得日数 ※府令第7条第1項第2号ホ	12日	12日	10.5日 (令和7年)	9.7日 (令和6年)	9.9日 (令和5年)	8.4日 (令和4年)	8.4日 (令和3年)
5	管理職にあたる職員に占める女性割合 ※府令第7条第1項第1号ロ	30%	30%	26.4% (令和8年4月1日現在)	24.5% (令和7年4月1日現在)	25.8% (令和6年4月1日現在)	23.9% (令和5年4月1日現在)	24.7% (令和4年4月1日現在)
6	新規採用職員に占める女性割合 ※府令第7条第1項第1号ニ	50%	50%	70.2% (令和7年度) <内訳> 行政 64.7% 土木 33.3% 保健師 100% 保育士 100% 消防士 0% 社会福祉士 100% 看護師 76.9% 管理栄養士 100%	57.1% (令和6年度) <内訳> 行政 21.4% 土木 0% 建築 0% 保健師 100% 保育士 100% 消防士 33.3% 社会福祉士 100% 看護師 100% 診療放射線技師 0% 言語聴覚士 0%	54.0% (令和5年度) <内訳> 行政 34.8% 土木 0% 学芸員 100% 保健師 100% 保育士 100% 心理 100% 運転手 0% 消防士 0% 社会福祉士 100% 看護師 71.4% 臨床検査技師 100% 薬剤師 0%	67.5% (令和4年度) <内訳> 行政 66.7% 土木 0% 保健師 100% 保育士 100% 消防士 25% 看護師 100% 臨床工学技士 50% 臨床検査技師 0% 理学療法士 0% 作業療法士 100%	58.7% (令和3年度) <内訳> 行政 40% 土木 100% 建築 0% 保健師 100% 保育士 100% 消防士 0% 管理栄養士 100% 看護師 100% 臨床工学技士 33.3% 臨床検査技師 100% 理学療法士 0% 薬剤師 50%
7	職員一人当たりの年間の時間外勤務時間 ※府令第7条第1項第2号ニ(1)	60時間以内	—	93.8時間 (令和7年度)	96.5時間 (令和6年度)	111.2時間 (令和5年度)	79.2時間 (令和4年度)	80.4時間 (令和3年度)

子育て目的の休暇とは、「配偶者の出産休暇（特別休暇2日間）」及び「男性職員の育児参加休暇（特別休暇5日間）」のことをいいます。

新目標値は、射水市特定事業主行動計画（第5期計画）における目標値です。